

三豊市放課後児童クラブ入会審査及び出席停止基準

三豊市放課後児童クラブ条例施行規則第 6 条第 2 項及び第 7 条に基づく審査基準、出席停止基準として、次のいずれかの項目に該当する場合は、入会を制限する場合があります。

①**放課後児童クラブ保育料の未納**がある場合、**入会申請は受付できません。**

また、入会後に保育料の滞納が続いた場合、承認を取り消す場合があります。

②低学年を優先するため、**5・6年生で、同居・近居（近くに住んでいる）の親族がいる**場合は、**家庭での保育を優先**してください。

また、低学年（4年生含む）の兄弟姉妹がいる場合や長期のみの場合も同様をお願いします。

③（家庭外労働）保護者の就労証明書による終業時間が、下記の時間より早い場合は入会できません。ただし、特別な事情があり、就労証明書の仕事の内容欄にその旨の記入があればこの限りではありません。

平日 **1・2・3年生・・・午後3時まで** / **4年生・・・・・・・・午後4時まで**
5・6年生・・・・・・・・午後5時まで

※長期休業日（春・夏・冬休み）のみ利用の場合は、1日4時間（または半日）以上の勤務が必要です。

④（家庭内労働）保護者の事実上の就労形態が週3日未満または1日の就労時間が4時間（または半日）に満たないと判断できる場合は入会できないことがあります。また、終業時間の基準は③に準ずることとします。

⑤児童の保護者が就労予定（就労先が決定していることが条件）で放課後児童クラブを利用する場合は、クラブ入会日から3ヶ月間の入会承認とします。

尚、就労証明書が提出された場合は、引き続き利用できます。

※虚偽の申請により入会していることが判明した場合は、直ちに入会承認を取り消しますのでご承知ください。